

真似した！？真似された！？知財事件の警告実務

～知財事件は「警告」から始まります。警告実務を学んで紛争を上手に収めましょう～

「うちの技術を真似されているかも…どう動けばいい？」

「突然、警告状が届いた！どう対応するのが正解？」

知的財産権の侵害が疑われる知財事件は、「警告」から始まります。権利者にとって「警告」は、権利を侵害していると疑われる被疑侵害者に対し、自身の意向に従うように働きかける交渉手段です。一方、被疑侵害者にとって「警告」は、潜在的に存在した事業リスクが顕在化したもので、そのリスクを治癒する機会とも考えられます。

つまり、権利活用しようとする権利者にとっても、事業リスクを抱えていた被疑侵害者にとっても、警告をどのように取り扱うかが将来の事業に影響を及ぼしますが、警告実務に慣れていないと、その取り扱い方の知見を得る機会は多くないようと思われます。

本勉強会では、権利者と被疑侵害者の双方の立場から、事業上における警告の意義と実務的な対応方法について、学んでいきたいと思います。

開催日時：令和8年1月29日（木）15時00分～16時00分

講義内容：

- ①警告の意義
- ②警告に先立つ検討
- ③警告書の作成等



【開催概要】

開催方式

Zoomを利用したオンライン形式で開催します。（後日アーカイブ配信あり）

講師

西村 公芳 氏（松田総合法律事務所／ジーベック国際特許事務所 弁護士・弁理士）

参加費

会員無料（大阪発明協会・京都発明協会）
非会員 5,500円（消費税込）

申込方法



※左の二次元コードを読み取るか、下のURLから受講申込みフォームに入り、
お申し込み下さい。

<http://jiiiosaka.jp/BforthForm/?id=38>

問い合わせ先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)

電話 06-4792-7621 kensyu@jiiiosaka.or.jp